

日本商工会議所青年部 災害対策マニュアル

このマニュアルは、日本商工会議所青年部（以下「日本Y E G」という。）の「災害対策規程」（以下「規程」という。）第8条に基づき、災害発生時に迅速かつ円滑な支援活動を行うために」必要な事項を定めるものである。

1. 災害時の初動について

（1）災害情報の収集と共有

日本Y E G出向者は、全国のY E G所属地域において災害発生または災害発生のおそれの情報を得たときは、速やかにその情報を都道府県代表理事又はブロック代表理事へ報告する。報告を受けた都道府県代表理事・ブロック代表理事は、速やかに会長へ報告する。

（2）災害対策本部設置の判断

会長は、前項の報告を受けたとき、又は自ら情報を得たときは、直ちに日本Y E Gが対策本部を設置して対応すべき災害かどうかを、執行部で協議しなければならない。決定にあたっては、規程第2条の基準に照らして判断するものとする。

2. 災害対策本部未設置の場合の支援

日本Y E Gは、災害対策本部を設置しなかった場合においては、直接的な支援ではなく、ブロックや道府県連が行う復旧・復興活動をサポートする。

<支援活動の例>

- ・最新の災害情報を収集し、全国のY E Gメンバーへ発信する。
- ・ブロックや道府県連が被災地Y E Gに対する義援金や支援物資等の募集等を行った場合には、その情報を全国に発信することで、ブロックや道府県連の復旧・復興活動をサポートする。
- ・A T等のY E Gツールを活用して、被災地Y E Gメンバーのビジネス支援を行う。

3. 災害対策本部の設置における本部の業務について

（1）対策本部の設置および構成員の選任

会長は、規程第2条に定める災害に該当すると決定した時は、規程第3条に基づき日本Y E Gに対策本部を設置する。対策本部は規程第4条に基づき対策本部長（以下「本部長」）を置く。本部長は、対策本部の業務の責任者として、構成員の中から、副本部長を選任することができる。

また、規程第4条3項において、規程第3条に定める構成員以外にも選任できることにしたのは、年度が替わる時期の災害に対応することや、対策本部の迅速かつ的確な被災地の情報収集・支援活動ができることを目的としたものである。

(2) 被災状況の調査

①被災地単会 YEG 役員等への報告依頼または調査団の派遣

対策本部は、被災地 YEG の役員または日本 YEG 出向経験者等（以下「被災地 YEG 役員等」という）と連絡をとり、被災地における以下②に記載の情報を収集する。なお、情報が報道に基づく場合は、その報道元も報告しなければならない。必要があれば調査団を派遣する。いずれの場合も救助活動や被災地 YEG の役員等や被災地 YEG の所属会員、被災地の商工会議所、被災地の自治体、被災地の住民等に負担をかけないように十分配慮するとともに、調査員の安全の確保に努めなければならない。特に人命救助活動を最優先に配慮する意識を持つ。例えば救助活動中の地域の携帯電話回線を長時間使用して、SOS 発信をつながりにくくさせることなど無いようにする。

②調査する情報

以下はあくまでも例示であり、災害の状況に応じて、支援活動の計画を立案するにあたり必要な情報を収集するものとする。

- ・被災地自治体およびその範囲の特定
- ・被害全般
- ・被災地までの交通手段
- ・食料事情
- ・衛生施設・電気・上下水道・ガス・通信などのライフライン
- ・市役所等公共機関、金融機関等の営業状況
- ・緊急援助物資の要否
- ・行政・ボランティアセンター・医療・自衛隊などの支援体制
- ・災害援助法や被災者生活再建支援法などの関係法令の適用状況
- ・被災地 YEG、被災地商工会議所等の活動状況
- ・その他、災害支援活動を円滑に行うために必要な情報

③調査時の携行品

現地調査に赴く際には、概ね以下のものを携行するものとするが、あくまでも例示であり、上記②の情報を収集するにあたり必要なものを携行する。

- ・ビデオカメラ・デジタルカメラ・パソコン・プリンター・携帯電話
- ・長靴・傘・レインコート・軍手・名刺・タオル・食料・衣類

(3) 支援活動計画の策定・実施

対策本部は、被災地 YEG 役員等または調査団からの調査報告に基づき、日本 YEG の主体的な支援活動計画を策定し、支援活動に必要な事項を決定する。

支援活動計画の策定・実施にあたっては、支援活動の円滑な実施を図るため、被災地 YEG、被災地の商工会議所、日本商工会議所との連携を図るものとする。また、全国商工会青年部連合会、全国中小企業青年中央会、公益社団法人日本青年会議所等との情報交換や支援活動の協力等を行い、連携を図るものとする。

支援活動の例（災害対策本部で検討）

- ・被災地 Y E G に対する義援金の募集・交付
- ・被災地 Y E G に対する会費の減免
- ・支援物資の調達・提供
- ・被災地での炊き出し等の企画・支援
- ・所属会員関係者の避難・疎開支援
- ・所属会員の事業継続支援
- ・被災地が広域に亘っている場合の各被災地 Y E G への支援の調整

支援活動以外の例（常設の執行部会議や役員会で検討）

- ・復興イベントの企画・支援
- ・被災地 Y E G ・被災地道府県連・被災地ブロックの活動の支援
- ・被災地外 Y E G の被災地支援活動の支援

(3) 被災地 Y E G との情報交換

被災地 Y E G と被災状況および支援活動についての情報交換を行うものとする。

(4) 単会およびメンバーに対する活動報告

対策本部はその活動を記録し、会単会に対し、定期的に報告を行わなければならない。

①報告事項

以下のような事項が考えられるが、あくまでも例示であり、災害の状況や支援活動の内容に応じて、報告を行わなければならない。

- ・対策本部設置、対策本部構成員について
- ・被災地の調査結果
- ・被災地 Y E G および所属会員の被災状況
- ・会員青年部および所属会員への支援要請
- ・被災地 Y E G との連携の状況
- ・対策本部の支援活動の内容
- ・その他支援活動に必要な事項
- ・対策本部の解散について

②報告方法

- ・ A T（エンジェルタッチ）による情報提供
- ・日本 Y E G ホームページによる情報提供
- ・日本 Y E G 役員会での報告

4. 平時における対策準備

(1) 意見交換と単会交流支援

日本YEGの役員および専門委員（以下「役員等」という。）は日常的に災害発生に注意を払い、災害対策全般の意見交換に努めるものとする。また、災害が発生した場合に、ブロックや道府県連等が異なる単会同士で支援し合えるように、日頃から地域を超えた関係づくりを望む単会等があれば、それを支援する。

(2) 災害対策マニュアルの内容の検討・充実

日本YEGの役員等は、より効果的に迅速かつ円滑な支援活動を行うことができるように、各事業年度において役員会等でこのマニュアルの内容の検討を行い、更なる充実に努めるものとし、必要があれば更新する。

また、マニュアルが整備されていないブロックや道府県連に対しては、マニュアル等の整備を促すとともに、策定までに要する支援を行うものとする。

5. マニュアルの改廃

このマニュアルの改廃は、執行部会議の協議に基づき、会長が決定する。

6. 附則

本マニュアルは、令和4年3月8日開催の執行部会議による承認を受けて、3月19日開催の役員会での報告後、会長の決定により同日施行する。

平成26年 3月 8日制定
令和 元年 3月 7日改正
令和 4年 3月 8日改正